

平成 28 年度 焼津市市営駐車場利活用検討業務プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

平成28年度焼津市市営駐車場利活用検討業務の事業者選定にあたり、利活用検討に伴う基礎資料作成業務だけでなく、実績や能力、調査にあたっての事業者独自の手法や、結果に基づく専門的な視点からの提案等を総合的に評価し、最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施します。

この要領は、平成 28 年度焼津市市営駐車場利活用検討業務のプロポーザルに係る募集に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うため必要な事項を定めたものです。

2 事業概要

- (1) 事業名称 平成 28 年度 焼津市市営駐車場利活用検討業務
- (2) 事業内容 「平成 28 年度 焼津市市営駐車場利活用検討業務委託仕様書」のとおり
- (3) 提案上限額 3,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提案の内容に係わらず、この額を超える提案は受け付けません。

- (4) 事業の所管課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

焼津市役所 未来創造部 政策企画課

電話：054-626-2141 FAX：054-626-2185

E-mail アドレス：kikaku@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

企画提案書等を提出できる事業者は、次の応募要件を満たし、様式第1号「参加表明書」等を提出後、市から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた事業者に限ります。

- (1) 応募要件

プロポーザルに参加する者は、本要領の目的を理解し、都市計画施設の利活用検討等に関する実績と能力がある企業で、次の要件を有していなければなりません。

ただし、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、焼津市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとします。

- ① 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年 2 月 7 日焼津市告示第 30 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ② 焼津市競争入札心得（役務）の第 16（入札に参加する資格のないもの）のすべてに該当しないものであること。
- ③ 平成 23 年 4 月 1 日から本件公告日まで日本国内で、都道府県又は市町村の同種業務について完了実績があること。

※実績は、主たる契約者として締結した業務に限ります。

④ ③の確認のため、契約書（覚書）の写し等確認できる書類を提出のこと。

4 提案要領等のスケジュール

項目	時期
実施要領の掲載・公告期間	11月1日（火）～11月18日（金）
質問書の受付期間	11月1日（火）～11月18日（金）
質問書への回答	11月21日（月）まで
参加表明書の受付期間	11月1日（火）～11月18日（金）
参加資格決定通知	11月22日（火）
企画提案書等の提出期間	11月24日（木）～11月30日（水）
審査結果通知	12月6日（火）
契約交渉期間	12月7日（水）～12月9日（金）

※ 都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は、参加事業者に連絡します。

5 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：平成28年11月1日（火）～平成28年11月18日（金）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時を除く。

閲覧場所：2－（4）に同じ

※焼津市ホームページよりダウンロードすることも出来ます。

6 質問書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成28年11月18日（金） 午後5時（必着）

提出書類：様式第7号「質問書」

提出先：2－（4）のE-mailアドレス

7 質問への回答

平成28年11月21日（月）までに、原則として参加表明をした全事業者に回答します。

8 参加表明にあたっての留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 費用の負担

参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とします。

(3) 使用言語

提案に関して使用する言語は日本語とします。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容にかかわらず返却いたしません。

(5) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(7) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

9 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成28年11月18日（金） 午後5時（必着）

提出場所：2－（4）に同じ

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

提出書類： 様式第1号 「参加表明書」
様式第2号 「会社概要」及び会社パンフレット
様式第3号 「都市計画施設の利活用検討等の完了実績」
上記のほか、直近3カ年の御社の経営状況を示す財務諸表等

10 参加資格決定通知書

(1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、平成28年11月22日（火）までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知します。

(2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができます。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答します。なお、期限後の質問は受け付けません。

(3) 応募者数が5社を超えた場合は、1次審査を実施します。1次審査は、参加表明書に添付した提出書類により、上位5社を選考します。なお、応募者が5社以下の場合でも、提出書類に不備等があった場合には失格とします。

11 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第8号「平成28年度 焼津市市営駐車場利活用検討業務プロポーザル参加辞退届」を平成28年11月30日（水）午後5時（必着）までに、焼津市役所未来創造部政策企画課へ提出してください。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。

【これ以降は、参加資格を有する提案者の手続きです。】

12 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提案費用の負担
提案に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 使用言語及び単位
提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- (3) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず返却いたしません。
- (4) 提供資料の取り扱い
市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- (5) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。
- (6) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。
- (7) その他
本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知します。
企画提案書に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。

13 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成28年11月30日（水）午後5時（必着）

提出場所：2－（4）に同じ

提出方法：持参または郵送

※提案者は、次の要件により提出してください。

14 書類等の提出について

	提出書類	説明
①	企画提案書かがみ	様式第5号を使用すること。
②	企画提案書	「15 企画提案書作成」の要領に従い作成すること。
③	見積書及び明細書	様式第6号を使用すること。 見積額の算出根拠となる明細書の様式は提案業者独自のもので構いませんが、項目区分は順守すること。

- (1) 表紙に①様式第5号「企画提案書」を使い、②～③と一緒に紙製ファイルに綴じること。
- (2) 代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を6部提出すること。

15 企画提案書

企画提案書は以下の構成とし、A4（縦及び横）20 ページ以内（表紙を含む）でまとめること。

章	項目	記載内容等	評価点
事前審査	調査実績	平成 23 年 4 月 1 日以降の同種業務の契約実績	30
第 1 章	実施体制	予定する技術者の動員、体制	10
第 2 章	基礎調査	①計画準備 ②市営駐車場の現況整理及び課題抽出 ③民間事業者の土地利用に関する意向調査 上記①～③について実施方法、結果分析手法を記載	20
第 3 章	方針検討 支援	①市営駐車場利活用に向けた方針検討 ②関係機関協議 上記①～②について整理するための手法、支援体制を記載	20
第 4 章	提案	調査分析、検討支援にあたり、知識、経験をもとに御社独自の提案、アピールポイントを記載	20

16 優先交渉権者の選定

本業務の受注者選考にあたっては、焼津市職員で組織する選定委員会が、下記の事項について、提出された企画提案書等の書類を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ、優先交渉権者を選定します。

契約交渉の相手方の決定に当たっては、各選定委員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の 50%以上であることを最低基準とします。

複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合には、それらの者のみを対象として、選定委員が協議し順位を決定します。

なお、提案者が 1 社のみの場合であっても、評価の結果において基準点を満たす時は提案者を契約交渉の相手方とします。

(1) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定します。

- (ア) 企画提案書の内容
- (イ) 業務委託に係る経費

(2) 選定結果については、以下のとおり通知します。

- (ア) 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付します。
- (イ) それ以外の業者には、不採用の通知を送付します。

17 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約

優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行い

ます。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とします。

(2) 費用の支払

仕様書に記載のすべての業務が完了したことを確認後に支払事務を行います。

18 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、焼津市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

(ア) 本業務の受託者は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできません。

(イ) 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければなりません。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に本仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととします。

(5) 費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、提出者の負担とします。

(6) 問合せ先

この件に関する問い合わせは、全て電子メールにて行います。

送信メールアドレス：焼津市未来創造部政策企画課 kikaku@city.yaizu.lg.jp

担当者：小林・天野